

広島県告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成十九年八月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市下蒲刈町下島字三津祢七九九の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）